

令和7年度県立学校新入生用端末販売業務  
質問に対する回答

Q 1. 保証の原因について

「盗難（警察が発番する盗難届受理番号を取得後、1週間以上不明の場合）」について、盗難によらない紛失に関しても保証対象の範囲に入りますでしょうか。

A. 盗難によらない紛失は保証対象の範囲として想定しておりません。ただし、保証対象とすることは差し支えありません。

Q 2. 保証内容について

「・代替機器価格が保証上限金額以上となった場合、超過分の金額請求をすることは可能。ただし、超過分金額が発生する1か月以上前に客観的証拠を県に提示して承認を受けること。」とありますが、業者が用意する機器見積書は客観的証拠として認めもらえるでしょうか。

A. 業者（貴社）が用意する（作成する）機器見積書は客観的証拠として認められません。仕入れ先業者等（貴社以外）からの見積書等を客観的証拠として想定しております。

Q 3. 保証対象機器の受渡場所について

「・対象生徒が在籍する学校または生徒宅からの配送返送は発送元へ送る（配送費は全て受注者負担）」

「・学校または生徒宅の了承があれば引取の対応は可能。受渡方法の希望について、修理受付の際に確認すること。」

上記の内容としては、引取修理対応可否は受注者（弊社）側の判断によるもので、必須項目ではない認識ですが間違いないでしょうか。

A. ご認識のとおりです。基本的に配送対応となります。

Q 4. ECサイト 支払方法について

「・クレジットカードによらない分割払い（3回以上）が可能であること（分割手数料等は購入者負担）」とありますが、ECサイト上分割払いはクレジットカードのみとなります。埼玉県内の複数の営業所にて、ショッピングクレジットの申込を承ります。審査が通れば分割払いが可能となります。ECサイト上に告知の上、弊社指定の営業所へ案内して対応しても差し支えないでしょうか。（その際、分割手数料は購入者負担となります。）

A. ご質問にあるとおりの対応をしても差し支えありません。ただし、購入者が誤解をしないようにECサイト等で十分な案内・説明をしてください。

Q5. ECサイト 領収書（販売証明書）について

「・希望者への領収書（販売証明書）等の発行が可能であること（購入日、購入物品名、金額（本体価格、保証料等）が記載されているもの）。特別支援学校の購入者には紙の領収書（販売証明書）等を納品時に添付する、または、学校に一括で送付すること。なお、領収書の記載内容について事前に県の確認を受けること。」について、ECサイト上での領収書は、電子領収書となります。その為、納品書を【販売証明書】として代用いたします。認められますでしょうか。（記載内容に関しては項目を事前確認いただきます。）

A. 代用は認められません。納品書ではなく販売証明書として発行してください。

Q6. ECサイト その他について

「・サイト構築については、別会社に依頼することも可能であるが、事前に県の許可を受けること」とありますが、許可はどの段階で必要でしょうか。また、申請に必要な書類や憑依書類があるのでしょうか。

A. ECサイト構築作業の着手前に許可を受けてください。別会社に依頼する場合、再委託の申請書類の提出が必要になります。書式や記載内容等の詳細は、落札後に指示します。

Q7. 納品について

現地設置作業は無い認識ですがお間違い無いでしょうか。

A. ご認識のとおりです。

Q8. 納品について

各校の納入の時間帯に制限はありますか。

A. 納入可能時間帯は、基本的には平日の8時30分から17時00分となります。納入時間については各校と相談の上、決定してください。

Q9. 納品について

各校へ納入する際、1日1便で複数校をルート便として納品を検討しておりますが、可能でしょうか。

A. 可能です。納入時間については各校と相談の上、決定してください。

Q10. 納品について

学校納品の場合、「予定調達数等一覧」に記載の納品する部屋まで運ぶことが必須でしょうか。

A. 必須です。

Q11. 協定書（案）について

「乙は、保護者等が優位になる場合や天災その他その責めに帰することができない事由による場合は、変更協議書（様式 1）により、業務内容の変更を甲に協議することができる。」とありますが、保護者等が優位になる場合とは、具体的にどのような場合がこれに当たりますでしょうか。

A. 落札後の機器発売等により、より安価な機器が提供できる、同額以下でよりスペックの高い機器が提供できる、企業努力により安価に提供できるようになった等が想定されます。

Q12. 協定書（案）について

協定書（案）の第 7 条（権利義務の譲渡等の禁止）と 8 条（再委託の禁止等）に「あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。」とありますが、この書面は落札後の提出で問題ないでしょうか。

A. 問題ありません。落札後に提出していただきます。承認を希望する場合は申請書類の提出が必要になりますので落札後速やかに申し出てください。